

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

平成30年2月 社会福祉法人 楽友会

ほのぼの堀之内に勤務する非常勤介護職員に対し、以下の要領で初期加算及び継続勤務加算の手当を支給する。

1 初期加算について

- ① 初期加算は、ほのぼの堀之内に勤務する非常勤介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算は、契約時給に加算して平成30年4月から支給する。
- ③ 初期加算の金額は、別表1に定める。

2 継続勤務加算について

- ① 継続勤務加算は、ほのぼの堀之内に勤務する非常勤介護職員のうち、以下（ア）から（ウ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。
 - （ア）雇用契約において1週当たりの労働時間が24時間を超える職員。
 - （イ）毎年4月1日時点で継続勤務年数が1年を超える職員。
 - （ウ）月間の出勤率が雇用契約の8割以上の職員。
- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年4月1日時点の満年数とし、月数は切り捨てる。ただし、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所以外の勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。
- ③ 継続勤務加算は、契約時給に加算して平成31年4月から支給する。
- ④ 継続勤務加算の金額は、継続勤務年数により区分し別表1に定める。
- ⑤ 継続勤務加算の金額は、毎年度4月1日に決定する。

$$\text{契約時給} + \text{初期加算} + \text{継続勤務加算} = \text{時給合計}$$

時給の例

- ・条 件 継続勤務年数：平成31年4月1日時点で満1年
契約時給：980円

(単位：円)

年度	継続勤務年数	契約時給	初期加算	継続勤務加算	時給合計
31	1年	980	100	10	1,090